

第二十三回国会 衆議院

科学技術振興対策特別委員会内閣委員会連合審査会議録第一号

昭和三十年十二月十二日(月曜日)

午前十時五十八分開議

出席委員

科学技術振興対策特別委員会

委員長 有田 喜一君

理事小笠 公昭君 理事長谷川四郎君

理事前田 正男君 理事岡 良一君

赤澤 正道君 小平 久雄君

中曾根康弘君 楠橋 渡君

西村 直己君 橋本 龍伍君

田万 廣文君 八木 昇君

内閣委員会

委員長代理 理事保科善四郎君

理事大平 正芳君 理事田原 春次君

理事森 三樹二君

大坪 保雄君 大村 清一君

北 吟吉君 小金 義照君

薄田 美朝君 福井 順一君

眞崎 勝次君 宮澤 胤勇君

栗山 博君 石橋 政嗣君

中村 高一君 成田 知巳君

出席國務大臣

國務大臣 正力松太郎君

出席政府委員

内閣官房副長官 田中 榮一君

總理府事務官 (内閣總理大臣官房審議室長) 賀屋 正雄君

經濟企画政務次官 齋藤 憲三君

委員外の出席者

總理府事務官 (經濟企画庁) 島村 武久君

原子力室長 原子力委員 安倍 三郎君

本日の會議に付した案件

總理府設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第八号)

原子力委員会設置法案(内閣提出第九号)

〔有田科学技術特別委員長委員長席に着く〕

○有田委員長 これより科学技術振興特別委員会、内閣委員会連合審査会を開会いたします。

先例によりまして、案件を主管する委員会の委員長であります私が委員長の職務を行いますから、御了承願います。

總理府設置法の一部を改正する法律案及び原子力委員会設置法案の両案を一括議題といたし、政府より提案理由の説明を求めます。正力國務大臣。

總理府設置法の一部を改正する法律案

總理府設置法(昭和二十四年法律第二百二十七号)の一部を次のように改正する。

第三号中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 原子力の研究、開発及び利用(以下「原子力利用」という。)に関する事務

第五号第一項中「二局」を「三局」に、「統計局」を「原子力局」に改める。

第六号第一項第十三号中「総合調

整」の下に「(原子力局の所掌に属するものを除く。)」を加え、同項第十六号中「統計局」の下に「及び原子力局」を加える。

第九号を次のように改める。

第九号 原子力局においては、左の事務をつかさどる。

一 原子力利用に関する政策の企画、立案及び推進に関すること。

二 関係行政機関の原子力利用に関する事務の総合調整に関すること。

三 核燃料物質及び原子炉に関する規制に関すること。

四 放射性同位元素の利用の推進に関すること。

五 原子力利用に伴う障害防止の基本に関すること。

六 財団法人原子力研究所に関すること。

七 原子力利用に関する試験研究の助成に関すること。

八 原子力利用に関する研究者及び技術者の養成訓練(大学における教授研究に係るものを除く。)に関すること。

九 原子力利用に関する資料の収集、統計の作成及び調査に関すること。

十 前各号に掲げるものの外、原子力利用に關し他の行政機関の所掌に屬しない事務に関すること。

第十五条第一項の表中

海外移住審議會

内閣總理大臣又は關係各大臣要事項を審議すること。

の諮問に應じて海外移住政策に関する重

海外移住審議會

要事項

原子力委員会

原子力限に属

理大臣又は關係各大臣の諮問に應じて海外移住政策に関する重を審議すること。

に改める。

委員會設置法(昭和 年法律第 号)の規定によりその權せしめられた事項を行うこと。

附則

1 この法律は、昭和三十一年一月一日から施行する。

2 經濟企画庁設置法(昭和二十七年法律第二百六十三号)の一部を次のように改正する。

第八号第五号を削る。

3 行政機關職員定員法(昭和二十四年法律第二百六号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表總理府の項中「二、七六七人」を「一、七八四人」に、「三七七一人」を「三六六六一人」に、「一九、二三一人」を「一九、二四三人」に改め、同表通商産業省の項中「二、二四〇人」を「二、二二八人」に、「一三、一七一人」を「一三、一五九人」に改める。

原子力委員会設置法案

原子力委員会設置法

(目的及び設置)

第一条 原子力の研究、開発及び利用(以下「原子力利用」という。)に関する行政の民主的な運営を図るため、總理府に原子力委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第二条 委員会は、次の各号に掲げる事項について企画し、審議し、及び決定する。

一 原子力利用に関する政策に関すること。

二 関係行政機関の原子力利用に関する事務の総合調整に関すること。

三 関係行政機関の原子力利用に関する経費の見積及び配分計画に関すること。

四 核燃料物質及び原子炉に関する規制に関すること。

五 原子力利用に伴う障害防止の
基本に關すること。

六 原子力利用に關する試験研究
の助成に關すること。

七 原子力利用に關する研究者及
び技術者の養成訓練(大学におけ
る教授研究に係るものを除く)
に關すること。

八 原子力利用に關する資料の取
集、統計の作成及び調査に關す
ること。

九 その他原子力利用に關する重
要事項に關すること。

(決定の尊重)
第三条 内閣総理大臣は、前条の決
定について委員会から報告を受け
たときは、これを尊重しなければ
ならない。

(勧告)
第四条 委員会は、原子力利用に關
する重要事項について必要がある
と認めるときは、内閣総理大臣を
通じて關係行政機関の長に勧告す
ることが出来る。

(資料提出の要求等)
第五条 委員会は、その所掌事務を
行うため必要があると認めるとき
は、關係行政機関の長に対し、資
料の提出、意見の開陳、説明その
他必要な協力を求めることができ
る。

(組織)
第六条 委員会は、委員長及び委員
四人をもつて組織する。

2 委員のうち二人は、非常勤とす
ることが出来る。

(委員長)
第七条 委員長は、國務大臣をもつ
て充てる。

2 委員長は、公務を総理し、委員
会を代表する。

3 委員長は、あらかじめ非常勤の委
員のうちから、委員長に故障が
ある場合において委員長を代理す
る者を定めておかなければならな
い。

(委員の任命)
第八条 委員は、両議院の同意を得
て、内閣総理大臣が任命する。

2 委員の任期が満了し、又は欠員
を生じた場合において、国会の閉
会又は衆議院の解散のために両議
院の同意を得ることができないと
きは、内閣総理大臣は、前項の規
定にかかわらず、委員を任命する
ことができる。

3 前項の場合においては、任命後
最初の国会で両議院の承認を得な
ければならない。この場合におい
て、両議院の事後の承認を得られ
ないときは、内閣総理大臣は、直
ちにその委員を罷免しなければな
らない。

4 次の各号の一に該当する者は、
委員となることができない。
一 禁治産者若しくは準禁治産者
又は破産者で復権を得ない者
二 禁錮以上の刑に処せられた者
(委員の任期)
第九条 委員の任期は、三年とす
る。ただし、補欠の委員は、前任
者の残任期間在任する。

2 委員は、再任されることができ
る。

(委員の失職及び罷免)
第十条 委員は、第八条第四項各号
の一に該当するに至つた場合にお
いては、その職を失うものとする。

2 内閣総理大臣は、委員が心身の
故障のため職務の執行ができてい
ない場合又は委員に職務上の
義務違反その他委員たるに適しな
い非行があると認められる場合に
おいては、両議院の同意を得て、こ
れを罷免することができる。

(會議)
第十一条 委員会は、委員長が招集
する。

2 委員会は、委員長及び二人以上
の委員の出席がなければ、會議を
開き、議決をすることができな
い。

3 委員会の議事は、出席者の過半
数でこれを決し、可否同数のとき
は、委員長の決するところによ
る。

4 委員長に故障がある場合におい
ては、第七条第三項に規定する委
員長を代理する者は、委員長の職
務を行うものとし、第二項の規定
の適用については、委員長である
とみなす。

(委員の給与)
第十二条 委員の給与は、別に法律
で定める。

(委員の職務)
第十三条 委員は、職務上知ること
のできた秘密を漏らしてはならな
い。その職を退いた後も同様とす
る。

第十四条 非常勤の委員は、在任中、
次の各号の一に該当する行為をし
てはならない。
一 政党その他の政治的団体の役
員となり、又は積極的な政治運
動をすること。
二 内閣総理大臣の許可のある場
合を除くほか、報酬を得て他の
職務に従事し、又は營利事業を
営み、その他金銭上の利益を目
的とする業務を行うこと。

2 非常勤の委員は、在任中、前項
第一号に該当する行為をしてはな
らない。

(庶務)
第十五条 委員会の庶務は、総理府
原子力局において処理する。

(政令への委任)
第十六条 この法律に定めるものの
ほか、委員会に關し必要な事項
は、政令で定める。

附則
1 この法律は、昭和三十一年一月
一日から施行する。
ただし、第八条第一項中両議院
の同意を得ることに係る部分は、
公布の日から施行する。

2 この法律施行の後最初に任命さ
れる委員の任期は、第九条第一項
の規定にかかわらず、内閣総理大
臣の指定するところにより、二人
については一年六月、二人につい
ては三年とする。

3 特別職の職員に關する法
律(昭和二十四年法律第二百五十
二号)の一部を次のように改正す
る。
第一条第十三号の次に次の一号
を加える。
十三の二 原子力委員会の非常勤
の委員
第一条第十九号の次に次の一号
を加える。
十九の二 原子力委員会の非常
勤の委員
別表第一中「地方財政審議会委
員」を「地方財政審議会委員
員」を「原子力委員会の非常勤の委
員」に改める。

○正力國務大臣 それでは私から説明
いたします。

今回提出いたしました原子力委員会
設置法案及び総理府設置法の一部を改
正する法律案につきまして、その提案
理由及び内容の概要を説明いたしま
す。

原子力の研究、開発及び利用を促進
し、國民の福祉に役立たせることは、
今日のわが国にとってきわめて緊急を
要し、かつ重要な問題であります。し
かるに、わが国におけるこれら原子力
に關する行政を所掌する行政組織は、
いまだ整備を見るに至らず、強力にか
つ総合的に推進する機関を急速に設け
る必要に迫られておるものであります。

申すまでもなく、原子力利用に關する
行政は、できるだけ民主的な運営をは
かることが必要であると考えられます
ので、政府といたしましては、この際、
総理府に強力な合議制による委員会を
設けることとし、あわせてその決定を
尊重して、原子力利用に關する行政を
総合的に推進する担当部局として同じ
く総理府に原子力局を設けることとし、
これがため、必要なこれら二つの法
律案を提出いたした次第であります。

次に、原子力委員会設置法案の内容
につきまして、おもな点を説明いたし
ます。

まず、委員会の所掌事務は、原子力
の研究、開発及び利用に關する政策、
關係行政機関の施策の調整、關係
各行政機関の原子力利用に關する經費
の見積り及び配分計画、試験研究の助

員」を「地方財政審議会委員
員」を「原子力委員会の非常勤の委
員」に改める。

成、核燃料物質及び原子炉の規制、障害防止の基本、研究者、技術者の養成訓練等原子力利用に關する重要事項について企画し、審議し、決定することでありませう。しかして、委員会がこれらの事項について決定しましたときは、内閣総理大臣は、これを尊重しなければならぬこととなつております。また、委員会は、所管の重要事項について、必要があると認めるときは、内閣総理大臣を通じて関係各行政機関の長に勧告することができることとなつております。

次に、本委員会の組織であります。本委員会は、委員長及び委員四人をもつて組織し、委員長は、國務大臣をもつて充てることとしたてております。また、委員の任期は兩議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命し、委員の任期は三年といたしております。さらに、委員の身分保障につきましては、禁治産、準禁治産の宣告を受けたとき、禁固以上の刑に処せられたとき及び心身の故障のため職務の執行ができないと認められたとき、または委員たるに適しない非行があると認められた場合のほかは、在任中、その意に反して職を失つたり罷免されることはないこととしたてました。また、常勤の委員は、原則として、報酬を得て他の職務に従事し、または営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行うことは禁止されております。

次に、総理府設置法の一部を改正する法律案につきましては、総理府に新たに原子力局を設けることに伴ひまして、総理府の任務につき所要の改正を加え、新たに原子力局の所掌事務に關

する規定を設けた次第であります。何とぞ御審議の上御賛同あらんことをお願いいたします。

○有田委員長 以上をもつて政府の説明は終了いたしました。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありますから、順次これを許します。成田知巳君。

○成田委員 その前に、委員長にお願ひしておきたいのですが、企画局長官に御出席願ひたいと思つたのですが、御手配願ひしてあります。——は、企画局長官がおいでになりませう前に、正力さんにお尋ねしたいと思つてます。

今の大臣の提案理由の説明で、原子力の研究、開発及び利用が喫緊の要務である、これはお説の通りだと思つてます。そのあと、「しかるに、わが国におけるこれら原子力に關する行政を所掌する行政組織は、いまだ整備を見るに至らず、」そういう意味で原子力委員会設置法を提出された、こういう提案理由の説明なんです。これもごもつともと思つてますが、むしろ、私たちが見ますと、これは逆じゃないかと思つたのです。もちろん行政組織を確立する必要はございませうが、これほど大きな問題である原子力の利用、開発計画なんです。特に日本においては原子力に對するいろいろな誤解もあり疑問も持つておりますから、原子力というものがどのよう利用されるかという、原子力に關する基本法律と申しますか、これをまず提出されまして、原子力基本法ができてから行政組織その他を考へるべきであつて、本末逆になつてゐるといふ感じがするのであります。その間についての大臣のお考

えを伺いたいと思つてます。

○正力國務大臣 ただいまのお説はもつともでありまして、原子力基本法をきめて、そして委員会を設置するのが順当かもしれませうが、基本法についていろいろ論議がありましたので、とりあえず早く委員会を作らうということになつたのであります。幸い基本法も今度いよいよ議員提出で出るこゝたになりまして、おそろくは同時になると思つてますから、その点は御安心を願ひたいと思つてます。

○成田委員 今のお話で、基本法は議員提出で出ることなんです。政府の大臣というよりは、自民党の領袖である正力さんへ伺ひたいのですけれども、出すという決定があつたのですが、いつお出しになるのか。その点がおわかりだったら、一つ御報告願ひたいと思つてます。

○正力國務大臣 総務会でも決定いたしましたので、おそろく一兩日中に出ると思つてます。

○成田委員 問題は非常に複雑多岐にわたつていて、基本的な法律を審議しなければいけないのでありますから、一兩日と申しますと、きよりは十二日でございますので、もし二日あととすると、十四日になります。十四日から審議しまして、一週間や十日はどつして御承知のように会期は十六日までである。少くとも十三、四日ごろには参議院に送付しなければいかぬ。ところが、まだ一兩日かかるというのでは、今正力さんの御答弁にありましたように、行政組織の設置を考へる前に基本法をやらなければならぬ、こゝう

事實上でできなくなる、こゝういふ感じを受けるのですが、その点いかがでせうか。

○正力國務大臣 できるだけ早くというので、今督促しております。なるたけこれに間に合せたいと思つております。

○成田委員 できるだけ早く出すように督促されることは当然だろうと思つたのですが、ただ、具体的に国会の会期とにらみ合せて考へてみましたら、先ほど申しましたように、きよりは十二日なんです。一兩日ということでは四日になつて出されまして、十四日からは衆議院だけでも審議できない。ましてや参議院の關係があるとするならば、事實上今国会で審議できないというのが常識だろうと思つてます。ただ早く出されるというのではだめなん

で、具体的に果して審議できるかどうか、これほど大きな原子力問題に對する基本法の審議なんです。私たちが一カ月や二カ月はかかると思つております。私たちがいい法案ならできただけ通したいと思つておりますが、二、三日でこの審議をやれということ

は常識的に不可能だろうと思つてます。いかがでございませうか。

○田中政府委員 実は基本法につきましても臨時国会に提案するのが妥當であらうと思つております。ただ、御承知のように、原子力委員会、それから原子力局の行政機構の問題を先にいたしました。そして、政府といたしましては、基本法は相当広範な問題でございまして、一応行政機構の方を先にいたしました。基本法の方はできれば通常国会で提案したい、こゝういふ

計画で実は進んでおつたために、今回の臨時国会には間に合わなかつたわけでありませう。しかし、それではいけない、やはり同時に出すべきが妥當であらうというので、現在議員立法でこれが検討されておるといふことを承わつておりました。正確にいふと出得るかといふことまでは、まだ私どもははつきり情報としては何つていないわけでございますが、そゝういふようなことになつておりますので、御了承願ひたいと思つてます。

○成田委員 今の副長官のお話は、私の解釈では、政府提案として通常国会へ出したと思つておつた、しかしながら、こゝういふ重要な法案なんだから、臨時国会にも出すべきであるという強い意見があつた、政府としては間に合わぬ、しかし、幸い議員立法が考へられておるから、議員立法にまかせてあるんだ、こゝういふ御答弁であつたと思つてますが、それでよろしうございませうか。

○田中政府委員 もちろん、政府といたしましては、臨時国会にできれば基本法も出したと思つて、いろいろ努力をいたしたのでございませうが、どうしてもそれが実際問題として不可能な状態になつたものでありますから、やむを得ず、行政機構である、受け入れ態勢である原子力委員会とそれから原子力局と、この二法案を提出いたしましたわけ

でございます。

○成田委員 その点については、先ほど正力さんもお認めのように、行政組織法だけではだめだ、まず基本法でやらなければならぬ、こゝういふことで政府としても基本法の提案を考へておつた、しかしながら、それができな

いが、幸い議員立法で出るといふので待っているんだ、こういうお話がありました。その点私は正力さんの言われた通りであると思うのですが、ただ、正力さんの見込みでも、議員立法で出るとしても、あと一兩日かかるかとすれば、どうしたって国会の審議の期間はないわけなんです。こういう基本法を通さずして、審議しないで、正力さん自身お認めのように、行政組織の法案、いわば下部の法案ですね、こういうものを審議されることが、正力さん自身お認めなんだが、おかしい。ぜひとも基本法を早く出していただきたい。出す用意を今超党派的にやっているらしいのですが、それでも、正力さん自身お認めのように、あと二日かかるかすれば、これは審議できないのです。こういう重要な基本法を審議せずして、この法案だけを先に通すという今の副長官の御答弁は、私は納得できない。これは私だけじゃないと思う。国民全部がそうじゃないかと思ふ。そういう意味で見込みを下さり言っていたら、審議できるのかどうか、担当大臣の御答弁を承わりたい。

○正力国務大臣 議員立法として提案いたしましたら、政府もできるだけ推進するように大いに努力いたします。○成田委員 それでは答弁にならないので、私たちが納得はいかない。私どもは具体的に申し上げておるのです。日の関係で国会は十六日に終る。まだ基本法については提案もされてない。それで果して審議ができるかどうかと思ふのです。ただ、そういう気持だ、気持だというだけでは、私たちが納得できない。具体的に見直しを私にお伺

いしているのですから、はっきり御答弁を願いたいと思ひます。○齋藤政府委員 はなはだ僭越でございますが、私から御答弁申し上げます。原子力委員会の設置に関しましては、成田委員の御質問の通り、原子力基本法を前提として、原子力委員会のあり方を決定するのが、私たちの年来考えている線であったのであります。原子力基本法は、従来御承知の通り原子力合同委員会でも熱心にこれが検討を加えまして、でき得べくんばこれを共同提案に持っていきたいという希望が強かつたのであります。そこで、この提案を分けて、原子力委員会の設置法案は政府提案を行う、原子力基本法は極力共同提案の議員立法にいたしたい、こういう考えのもとに、政府と合同委員会と緊密な連絡を保ちつつ基本法の要綱を決定いたしました。ただ、自由民主党では、この基本法のあり方を科学技術特別委員会にかかまして、今国会に提案するというごに決定をいたしました。これを本日政調にかき、総務会にかけて、大衆党の方針をきき、じゅうに決定して、これを提案するというごになつておるのではありません。それでございませうから、この共同提案の審議は、この臨時国会において完了するかどうかは今後の努力に待たなければなりません。とにかく原子力委員会を設けまする基本法のあり方ということは今明月中に明確になるのでございまして、私の知っておりまする限りにおきましては、原子力委員会の設置のあり方と基本法とは全くその動向を一にいたしてございまして、この間には食い違ひがないことにおおきになります。そういうことで、も

う今明月中にその全貌がはっきりいたして参りますから、大体たいた政府から提案いたされた原子力委員会の設置法の態様が全部原子力基本法に盛り込まれておるということ、一つ御了承願いたいと思ふのであります。○成田委員 今の齋藤次官の御答弁も正力さんの御答弁も、大体内容は同じだと思ふのです。一兩日中にお出しになるというわけなわけですね。そこで、私が申し上げましたように、一兩日中に出たのでは、十分に審議ができないのではないかと。私たちの党は、大体原子力の基本法に対する構想というものは、齋藤さんの方が、原則として承認しよう、原子力の平和利用については保守党以上に社会党が積極的であるということ、た、ここに証明しておるわけなんです。ただ、この法案が出ないで、組織法だけを先にお出しになる。さらにまた、これは経済企画庁長官にもお伺いしたいと思ふのですが、濃縮ウラン受け入れ協定を非常にお急ぎになつておる。いわゆる基本法審議をやつてから、協定なりあるいは行政組織の設置法、こういうものを考えるのが国会の審議の常道だと思ふ。ただ、一兩日中にお出しになつた場合に、果して間に合ふかどうかという疑問を私持っています。先ほど何回も申し上げましたが、十三日、十四日に出て、本院に行つていなければ、参議院は、あと二、三日の審議期間しかないのです。事の上審議ができないのじゃないか。ここを心配しているのですが、その点について御心配ないというようにお考えになりますか。

○齋藤政府委員 先ほども申し上げました通り、本来のあり方は成田委員の仰せられる通りであります。しかし、私も考えておるのであります。しかし、これは御承知の通り新しく構想を練つて決定しなければならぬ問題でありましたために、原子力委員会設置法案を提案いたしましたことも、これは、各方面の折衝過程においていろいろ問題があつたり、また新しい問題でございませうから、そのあり方についていろいろ意見も出ましたので、この原子力基本法との共同のあり方について相当な問題がありましたために、共同提案すべき原子力基本法が少しくれたというのであります。前にも申しました通り、原子力委員会設置法案の内容と原子力基本法案の内容とは全くうらはらのものでございまして、これは私を御信頼願へば大へんけつこうだと思ひますが、共同提案いたされますと、この原子力委員会の設置法案と全く軌を一にする基本法なのでございませう。それでございませうから、基本法にはその他の問題も含んでおられます。原子力委員会設置に關する限りにおきましては、全く同一の趣旨において基本法が作られて、これは共同提案になるのでございませうから、そういうことを前提として、これは本筋でないのでございませうけれども、本日原子力委員会設置法案に対して御審議を進めて下さることができませうれば、大へん幸いだと思ふのであります。○成田委員 原子力基本法の要綱については、先ほど申し上げましたように、私たちが大体承認の態度を決定してございませう。そこで、今、齋藤さんの御説明に、原子力基本法と原子力委員会

設置法あるいは原子力局を設ける法案、これはうらはらの関係で矛盾がない、こういうお話があつたのですが、必ずしもそうじゃないと思ふのです。その問題については後ほど御質問申し上げたいと思ふのですが、その前に、国会における審議のあり方として、基本法が出ないで、基本法を受けた法案を審議するというごとは、私はおかしいと思ふのです。しかも、齋藤さんの言われるように、必ずしも一致したものでない。そこに矛盾があると私は思ふのです。そういう意味で、法案の審議の取扱いとして政府の方で非常にお急ぎのようございませうが、政府自身お認めのように、まず基本法をやらなければならぬ、こういう考え方は、設置法なりあるいは行政組織の一部改正法案の審議は一つ延期していただきたい。審議されることはいけません。最後の結論を出すのはそれまでお待ち願ひたいと思ふのですが、いかがでしょうか。

○齋藤政府委員 そのお説は私たちが本筋から申すとそりありたいと思ふのであります。本筋通りやれ、と呼ぶ者あり、しかし、そりいたしませうと審議がおりますので、とにかくその審議をお進め下さつておる間に、その基本法の共同提案があればそれで間に合ふと思ふのです。成田委員の危惧せられるところは、われわれが原子力設置法案を審議しても、基本法が出てこなければだめなんだということが、一つお考えの中にあつたのじゃないかと思ふのであります。それは、私の関知いたしてございませう。限りにおきましては、もう本日にも共同提案の形で

設置法あるいは原子力局を設ける法案、これはうらはらの関係で矛盾がない、こういうお話があつたのですが、必ずしもそうじゃないと思ふのです。その問題については後ほど御質問申し上げたいと思ふのですが、その前に、国会における審議のあり方として、基本法が出ないで、基本法を受けた法案を審議するというごとは、私はおかしいと思ふのです。しかも、齋藤さんの言われるように、必ずしも一致したものでない。そこに矛盾があると私は思ふのです。そういう意味で、法案の審議の取扱いとして政府の方で非常にお急ぎのようございませうが、政府自身お認めのように、まず基本法をやらなければならぬ、こういう考え方は、設置法なりあるいは行政組織の一部改正法案の審議は一つ延期していただきたい。審議されることはいけません。最後の結論を出すのはそれまでお待ち願ひたいと思ふのですが、いかがでしょうか。

○齋藤政府委員 そのお説は私たちが本筋から申すとそりありたいと思ふのであります。本筋通りやれ、と呼ぶ者あり、しかし、そりいたしませうと審議がおりますので、とにかくその審議をお進め下さつておる間に、その基本法の共同提案があればそれで間に合ふと思ふのです。成田委員の危惧せられるところは、われわれが原子力設置法案を審議しても、基本法が出てこなければだめなんだということが、一つお考えの中にあつたのじゃないかと思ふのであります。それは、私の関知いたしてございませう。限りにおきましては、もう本日にも共同提案の形で

設置法あるいは原子力局を設ける法案、これはうらはらの関係で矛盾がない、こういうお話があつたのですが、必ずしもそうじゃないと思ふのです。その問題については後ほど御質問申し上げたいと思ふのですが、その前に、国会における審議のあり方として、基本法が出ないで、基本法を受けた法案を審議するというごとは、私はおかしいと思ふのです。しかも、齋藤さんの言われるように、必ずしも一致したものでない。そこに矛盾があると私は思ふのです。そういう意味で、法案の審議の取扱いとして政府の方で非常にお急ぎのようございませうが、政府自身お認めのように、まず基本法をやらなければならぬ、こういう考え方は、設置法なりあるいは行政組織の一部改正法案の審議は一つ延期していただきたい。審議されることはいけません。最後の結論を出すのはそれまでお待ち願ひたいと思ふのですが、いかがでしょうか。

もつて基本法が出て参りますから、今原子力委員会設置法案をめぐって、これはどうあるべきであるとか、こうなればならぬとかいう御審議をお進め願うことも私はむだじゃない、こう思つておるのです。もし、その御審議をお進めになつておる過程においてはおいかつ基本法が共同提案の形においで出てこない、こういうことでございましてならば、直ちに審議を停止せられるなり、そういう御要求があつてしかるべきだと思つておりますが、それは手続上の問題で、基本法の提案が一つ原子力委員会設置法案を議題とせられまして、これに対して質疑応答を重ねられて審議をお進めになつておいて下さることは、やがて基本法が提案せられたときにも、この審議を進める便宜となると思つておりますから、この際、この原子力委員会設置法案を議題とせられまして、御審議をお進め下さらんことをお願いいたしますと思つております。

○成田委員 私は何も反対のための反対を言つてゐるのではございませぬ。先ほど申し上げましたように、審議をやらぬとは言つておりませぬ。ただ、その結論を出すのは、少くとも原子力委員会法に対する結論と同時にやつていただきたい。ところが、政府の方では、原子力基本法はあつてしまつて、この法案だけは早く結論を出したい、こういうお考えのようです。それが筋が通らないと思つて、齋藤さん自身お認めのように、正しい筋としてはまず原子力基本法の審議をやるべきだ、こう言つておられるのでありますから、今までいろいろいささつ

もありませんしおくれられたことは私はやむを得ないと思つて、結論を出すことは、少くとも原子力基本法が出て、これに対する結論を出すのと同じにおやり願ひたい。これだけを先に切り離して結論を出すというものは筋が通らないと思つて、これに対する政府のお考えをお聞きしたい。

○前田(正)委員 ちょっと関連して伺いたい。今お話の点は、私どもも非常に考慮いたしまして、成田委員と同じような考えで努力して参つたのでありますけれども、手続上非常におくれ参りましたことは、われわれも遺憾に思つております。しかし、この法案の結論といたしましてのこととて、ございすけれども、これが共同で衆議院全員でござましたならば、共同でわれわれは思つておるのであります。共同で提案になるということになります。ならば、この法案といふのは衆議院を通過するといふことは間違いないのぢやないか、私どもはこういう結論を持つておるのであります。従つて、今お話のように、提案をするといふことがまず第一でございすけれども、提案されるという事は、すなわちこの衆議院を通過するといふことである。設置法の場合には、これは御承知の通り政府の提案でございす。これが衆議院を通過するか通らぬかという結論は、委員会、本会議の採決が必要でありますけれども、基本法の場合には、共同で、なるべく全員で提案したいと思つて、議院としては賛成であるといふふうな大体の結論が明らかになると思つて、あります。それから、もう一つの問題は、この委員会及び原子力局というよ

うな問題につきましては、何といつても準備が相当であると私たちは思つたので、先に出したのであります。しかしながら、施行期日は両方とも同じ日にすべきぢやないか、こういうふうな考え方でわれわれはやつてきたのであります。こういう点において、今の政府の御答弁を聞いておりますと、成田さんの對する結論といふものがどうもはつきりしないように思つて、どうも私どもは、見通しということが結論であるならば、今の答弁でもけっこうだと思つて、基本法が一月一日から施行されて、その責任の官庁であるところの原子力委員会、原子力局といふものが同時にスタートしなければ、やはり基本法といふものができても有名無実になる。それならば、当然、一月一日にスタートするためには、原子力委員会といふものを早目に通していただくかなければ、原子力委員の委員の任命とか事務局の構成とか、その他手続上の問題でお困りだと思つて、その手続上の問題で、政府といつたのは、なるべく早く委員会の方を通してもらわなければならぬといふような事情があるのぢやないかと思つて、どうもいささか、どうもいささか。

○齋藤政府委員 ただいま前田委員の御質問の通り、原子力問題は御承知の通り非常に急いで態勢を整えなければならぬといふ状態にもありますので、政府といつたしましては、できますならば原子力委員会設置法案を臨時国会に通過していただいで、施行期日であります一月一日までに原子力委員会の委員の構成もこれを完了いたしました

い。同時に、望みますことは、これに裏づけをいたします原子力基本法は共同提案をもつて提案いたされまして、超党派の形をもつて成立を見るようにして、この施行期日は、相なるべくは原子力委員会の設置が効力を発生いたします一月一日と同じ日に原子力基本法の施行もできるよつたならば、非常に幸ひだと考へておるのであります。このことは、共同提案の形で原子力基本法が提案いたされますれば、国民ひとしく希望いたしております。超党派の形でもつて日本の原子力態勢の基礎ができるということにもなりますので、せつかくそういう態勢に相なるように希望し、また党とも折衝中をございすから、この点も一つ御了承を願ひたいと思つてあります。

○前田(正)委員 今のお言葉の中で、委員をなるべく基本法の施行されたいといふ一月一日までに構成を終りたいといふことは、この法案にも、第八条の両議院の同意を得るといふところは公布の日からといふこととてございまして、一月一日前に、いわゆる年末の通常国会においてでも同意を得て、一月一日から委員が発足できるように法律的にはなつておるよう思つて、いささかいささか、なるべくこの臨時国会にこの法案を通過してもらつて、その方では、一月一日までに委員が任命されるように、政府とされては、もちろん両議院の同意を得なければなりませんけれども、そういうふうな準備を進められる考へであるかどうかという点について、一つ伺ひたいと思つてあります。ただいまのお話を

いたすつもりであります。○成田委員 関連質問がございまして、私の質問に対する答弁がされてしまつたやうな感じがいたします。私が御質問申し上げてゐるのは、通るか通らぬといふ見通しの問題ではない、超党派で基本法を出されれば通るでしよう。しかし、超党派で出されるとしても、これだけ大きな法案なんですから、関係委員会が十分審議すべきだ。ところがその審議の日といふものがほとんどない。しかも、私が申しましたように、私の質問の要点は、基本法と、少くとも行政組織の改正法案とか、原子力委員会の設置法案とかいふものは、同時に審議され、同時に採決されるべきだ。もちろん早くやりたいことはやりたいのです。しかし、これだけ重大な問題だから、拙速はあまりよくないと思つて、基本法との関連においても審議して結論を出すべきだ、こういう意見を申し上げて政府の御意見を伺つたのです。やはり原子力基本法と並行的に審議し、私は審議してはいけぬ、と申しませぬ。審議は進めてもいいが、少くとも結論だけは同時に出す、これが筋が通らないかといふことを伺つてい

方一つ御答弁願ひたいと思つてあります。○齋藤政府委員 お話の通りであります。その御趣意に沿つて今後努力を続けたいと思つて、政府といつたしましては、非常に急を要するものと思つて、臨時国会に提案をいたしたのでありますから、この臨時国会において、

○成田委員 関連質問がございまして、私の質問に対する答弁がされてしまつたやうな感じがいたします。私が御質問申し上げてゐるのは、通るか通らぬといふ見通しの問題ではない、超党派で基本法を出されれば通るでしよう。しかし、超党派で出されるとしても、これだけ大きな法案なんですから、関係委員会が十分審議すべきだ。ところがその審議の日といふものがほとんどない。しかも、私が申しましたように、私の質問の要点は、基本法と、少くとも行政組織の改正法案とか、原子力委員会の設置法案とかいふものは、同時に審議され、同時に採決されるべきだ。もちろん早くやりたいことはやりたいのです。しかし、これだけ重大な問題だから、拙速はあまりよくないと思つて、基本法との関連においても審議して結論を出すべきだ、こういう意見を申し上げて政府の御意見を伺つたのです。やはり原子力基本法と並行的に審議し、私は審議してはいけぬ、と申しませぬ。審議は進めてもいいが、少くとも結論だけは同時に出す、これが筋が通らないかといふことを伺つてい

方一つ御答弁願ひたいと思つてあります。○齋藤政府委員 お話の通りであります。その御趣意に沿つて今後努力を続けたいと思つて、政府といつたしましては、非常に急を要するものと思つて、臨時国会に提案をいたしたのでありますから、この臨時国会において、

いたすつもりであります。○成田委員 関連質問がございまして、私の質問に対する答弁がされてしまつたやうな感じがいたします。私が御質問申し上げてゐるのは、通るか通らぬといふ見通しの問題ではない、超党派で基本法を出されれば通るでしよう。しかし、超党派で出されるとしても、これだけ大きな法案なんですから、関係委員会が十分審議すべきだ。ところがその審議の日といふものがほとんどない。しかも、私が申しましたように、私の質問の要点は、基本法と、少くとも行政組織の改正法案とか、原子力委員会の設置法案とかいふものは、同時に審議され、同時に採決されるべきだ。もちろん早くやりたいことはやりたいのです。しかし、これだけ重大な問題だから、拙速はあまりよくないと思つて、基本法との関連においても審議して結論を出すべきだ、こういう意見を申し上げて政府の御意見を伺つたのです。やはり原子力基本法と並行的に審議し、私は審議してはいけぬ、と申しませぬ。審議は進めてもいいが、少くとも結論だけは同時に出す、これが筋が通らないかといふことを伺つてい

方一つ御答弁願ひたいと思つてあります。○齋藤政府委員 お話の通りであります。その御趣意に沿つて今後努力を続けたいと思つて、政府といつたしましては、非常に急を要するものと思つて、臨時国会に提案をいたしたのでありますから、この臨時国会において、

院を通過さして、その表現をはかりたいと考えております。と同時に、原子力基本法も、相なるべくはこれにおくればざるような審議過程をたどつて両院を通過してもらいたい、さうように考えておるのであります。お説は十分ごもつともだと私は拝聴いたしておるのであります。

○成田委員 今まで、政府が、御説はごもつともと拝聴して努力しますと云つて、努力したことはないのです。本末は逆になつておられると思ふ。設置法は臨時国会を通したい、基本法はできるだけ通したいが、やむを得ない場合には通常国会に回すという御答弁からいへば、それは逆なんです。基本法だけはずいぶん臨時国会を通すべきだ、設置法も通すべきだが、できない場合には通常国会に持ち越す、これが当然のあり方だと思ふが、どうでしょう。

○齋藤政府委員 原子力委員会設置法案は、政府が国会に提案をいたしたのでございまして、政府の責任においてございまして、これは両院を通過せしめたいと考えておるのであります。ただいまの情勢では、原子力基本法は議員共同提案でございまして、これは議員各位におかれまして十分急速に御審議を願つて、原子力委員会設置法案におかれざるスピードをもつて両院を通過せしめるように努力せられれば、はなはだ幸いだと思ふ。

○成田委員 あまりこの問題にばかりこだわつては、あと時間がありませぬから、ただ一つ伺います。設置法は、政府提案だから、政府としてはぜひ臨時国会で通したい、基本法は超党派の議員立法だから議員にまかせ、こゝういふお話ですが、これもまた少し無理があると思ふ。齋藤さん自身、また正力さんもお認めのように、基本法をまず出すべきであつたと考えておられます。出せなかつたのは政府の責任だ。その基本法を出すべきものを出さないで、たださういふ設置法だけ出して、これは出したからこれだけは通すという政府の考え方は一方的だと思ひます。そこで、私たちは、党の希望なり考え方として、やはり同時に並行的に審議する、同時に結論を出す、こゝういふことでの問題は取り扱いたい。これが私たちの考え方であるということをおし上げておきたい。

次に、内容について二、三お尋ねたいと思ひます。先ほど、齋藤さんは、超党派で考えておられる議員立法の基本法とこの二法案との関係は矛盾がない、こゝういふお話だつたのですが、その点について一、二疑問があるのです。この委員会設置法の第二条三号に「関係行政機関の原子力利用に関する経費の見積及び配分計画に関すること。」こゝういふことがありますが、特に「経費」という言葉をお使いになつておられるのですが、予算の関係はどうかですか。

○齋藤政府委員 この原子力委員会のあり方は、将来科学技術省の新設を見、原子力局が科学技術省に吸収せられまして、原子力に関する強力な態勢が確立いたしましたときには、原子力に関する一切の予算は一本立てにいたしました。そして、配分計画に関する決定を原子力委員会で行うという構想なのでございまして、ただいま現実の問題といたしましては、もうすでに原子力委員会が設置いたされまして、また原子力に関する態勢は何ら整

備されておられません。少くとも、来年の四月までは、今日設けられております経済企画庁の中にある原子力委員室、及び通産省にある原子力課に配分されておられます原子力に関する予算をもつてまかなつていかなければならぬという状態にもあります。この際、予算という字を使つたよりは、現実の問題としては、経費の見積及び配分計画」といふことにとどめる方が妥当ではないかというので、予算という字を使わなくて、ここに経費という字を使つたのであります。

○成田委員 予算という字を使わなくて経費という字を使つたというので、ただ表現を変えただけなのですか、それとも、最初の御説明のように、当然予算についても原子力委員会に決定権を持つんだ、しかしながら、現在ではまださういふ段階でないから、一応経費という段階にとどめた、こゝういふ御説明なのですが、どちらでございませぬか。

○齋藤政府委員 これは当然予算といふことを意味するのでございまして、現実の状態においては経費という字を使つた方が妥当ではないかということ、経費という字を使つたのであります。それでございまして、この法律用語といたしましては、経費といふ字を使ひました。これはやはり予算の見積り配分を行ふ意図であるといふことを御了解願ひたいと思ふのであります。

○成田委員 そろそろと、齋藤さんなんかお作りになつておられます原子力基本法の第六條の原子力委員会の機能といたしまして、「原子力の研究、開発、利用に関する諸経費は、原子力

委員会の決定する方針に基き、総理府に一括計上する」、これと同じ意味だと解釈してさしつかえないのであります。○齋藤政府委員 ただいまの成田委員の御質問は、この原子力基本法を策定して参ります過程における資料でお説みになつたのではないかと思ふのであります。最終決定の案にはそれが載つておらぬのであります。最後案として決定を見ておられますのは、十二月八日の原子力基本法案というのがあります。それにはただいまお説みになりました条項には触れておらぬのであります。

○成田委員 私は、直接タッチしておりませぬから、どういふ経過になつておるか知りませんが、今の十二月八日の決定案というものは、最初総理府本府の予算に一括計上する、こゝうなつておつたのです。ところが、変更して、総理府本府というものを抜いたらしい。ところが、さらに今度は、法制局の方から異論が出まして、総理府本府のうちの総理府を生かしまして、総理府の予算に一括計上することとし、必要に応じて各省の予算に移しかえ得るものとする、こゝういふように一応原案がきまつたやうに聞いておられるのですが、いかがでしょう。

○齋藤政府委員 最後の案は、第六條に「原子力委員会の組織、運営及び権限については、別に法律で定める。」かよつて訂正いたしてありますので、ただいまの成田委員の御質問とちよつと違つて結論になつておるわけでありませぬ。

でも、この設置法案の経費の見積りというものは、問題が起きてくるのはそこなんです。単に経費という言葉を使つて、實質的には予算という意味であるのか、それともそのように別の法律で定めるといふのか、予算の問題については今タッチしないので、一応経費の見積りをやるのだ、こゝういふやうにお考えになつておられるのか。齋藤さんの御答弁は何か言葉だけを変えたやうな御説明だつたのですが、これは後ほど申し上げます重大な問題に関連して申すので、こゝからはつきり御答弁を願ひたいと思ひます。

○齋藤政府委員 ただいま御質問の点でございまして、私、政府内閣の者といつたしまして、基本法がただいまどういふ過程にあるかといふことは一向存じませんが、今回提出いたしました原子力委員会設置法の第二条三号にこゝういふ言葉を入れました趣旨につきましては、なお敷衍して御説明いたしたいと存じます。

先ほど齋藤政務次官からお話がございまして、当初、この基本法におきましては、関係各行政機関の原子力利用に関する経費を総理府の予算に一括計上いたしまして、それを各省に移しかえろといふ措置をとつたらどうかといふ有力な御意見があつたことは事実でございまして。政府におきましては、これを今すぐやるかどうかといふ点につきまして、いろいろ閣議で御検討なされました結果、科学技術庁ができておらない今日の状況のもとにお

るわけでありませぬ、それにしてしま

るわけでありませぬ、それにしてしま

るわけでありませぬ、それにしてしま

るわけでありませぬ、それにしてしま

をどの程度やるべきかという点につきまして御審議願いました結果、前の国会でできました機関でございますが、現在総理府に航空技術審議会というものがございまして、これは、やはり、航空技術に關連する官庁がたぐさんあるのでございますが、その關係各行政機関が、航空技術に關する研究のために、いろいろ必要な経費をそれぞれの關係各省の予算として計上いたします場合に、それについて内閣総理大臣が連絡調整する、こういう規定ができております。それから、すでに前からございまして、科学技術行政協議会におきまして、やはり一般の技術に關する予算上の経費について連絡調整するといふ機能を持つておるのでございまして、ただいまのところではこの程度のことをやるということにいたしました。将来科学技術庁ができました本格的な行政機構の態勢ができた際に、それを一括計上いたしました各省に振りかえる、こういう措置を新たに考えたらどうかということになりました。ただいま提案いたしましたおきます条文としては、「原子力利用に關する経費の見積及び配分計画」といふ言葉を使つたわけでございますが、關係行政機関の経費でございますから、これはもちろん予算に計上せられる経費でございます。従つて、その程度の予算に關する統制を原子力委員会並びに原子力局でやる、こういう趣旨でこの条文を書いたわけでございます。

○成田委員 本格的な科学技術庁ができるまでの過渡的な便法として三号の規定を設けられた。しかし、将来は予算に關する決定も科学技術庁でやりたい、こういう御答弁であつたと承わります。

ますが、そこで、問題になるのは、もうすでに御承知のように、學術會議の方で—今度の原子力委員会設置法を見ると、基本法では、平和利用だ、あるいは學術會議の唱えておきます三原則の線をうたつてゐる。しかしこれはそれと矛盾するのではないか。予算の配分まで原子力委員会で御決定になる。それでは大学における研究の自由というものは奪われるのではないか。こういうことで、強い抗議を、昨日でしたか、一昨日でしたか、政府に対してでもするという新聞報道を私は見たのですが、これについてその後の経過はどうなつておられますか。また政府の御所見を一つ承わりたいと思つておきます。

○齋藤政府委員 大学におきましては、これは従来通り文部省の予算に計上されておられますが、しかし、その他原子力問題に關しましては、御承知の通り、原子力の問題は、あくまでも平和利用といふことを基礎として、敵重和平和利用の範疇を出でざるように原子力のすべての問題を見ていかなければならないといふような關係から、特に原子力問題に關する予算は一括して計上し、そしてこれを各省に配分をして、原子力問題のあり方というのに対して常に原子力局、原子力委員会がその目的を逸脱しないように取り計らつていきたい、こういうふうな考えで、原子力に關するところの予算は一本に計上して、これを各省に配分する、移しかえをするという構想を持つておきます。

括計上いたしましたして、これを各省に配分するといふ、強力な予算に關する統制措置を考えます場合には、いろいろ大学に付置せられます研究機関の経費をも含めるかどうかという点につきましても、いろいろ問題が生ずることは当然でございますが、先ほど御説明いたしましたように、ここに書いてございまして、経費の見積り及び配分計画といふことにつきましても、すでに航空技術審議会にもその例があるのでございまして、原子力のみならず、航空技術につきましても同様のことがやはり考えられると思つてございまして、大学における研究に要する経費を除くといふようなことは書いてございませぬ。また、この程度の統制でありましたら、これを含むといふことになりました。連絡調整をはかるということ、あえて大学の研究の自治を害するといふことにはならないだらう、こういう考え方でございまして。

○成田委員 ますます問題は重大だと思つて、今の経費の程度ならば大学の研究の自由を侵すことはないだらう、こういう政府委員の御答弁です。それについて私も私納得できませんが、一歩譲つて、経費の点では、この限りにおいては大学の研究の自由は侵されないう、こういう考えであります。今、政府委員の齋藤さんも正力さんも同じ御意見なんです。これは、経費といふものは過渡的な取り扱ひだ、将来は予算は一括計上するのだ。そうしますと、あなた自身今言われたように、予算といふことになれば、大学の研究の自由を侵すおそれがある、しかし経費の点ならいい、こう言われるのです。

が、それは、逆からいへば、政府の基本方針である。予算についても原子力委員会が一括計上するということになれば、あなた自身、これは大学の研究の自由を侵すといふことをお認めになつたことになる。しかも、政府の基本方針はそらだとなれば、これを學界が問題にしては当然であると思つて、政府の基本方針は、将来予算についてもやろうといふのです。予算についてやれば大学の研究の自由を侵すだらう、しかし経費の程度なら差しつかえないといふ今の御答弁である。私は経費でも問題があると思つておりますが、予算についても一括計上するということになりますれば、これは學術會議が心配されるのは当然だと思つておきます。その疑惑はぜひとも一掃していただきたい。この点については正力担当大臣の一つ御答弁を願ひたい。

○齋藤政府委員 先ほど私御答弁申し上げましたのは言葉が足らぬようでございます。また、もう一度、大学の講座や本来の研究は、文部省の系統として独自にこれは予算の提案をされるのであります。しかし、その大学の付属研究所の経費の場合は、重複を避けたい。たとえて申しますれば、この原子力に關するところのいろいろな研究、大学の付属の研究、これは、各省にいろいろなものがございまして、重複を避ける意味におきまして、この原子力委員会がいろいろ検討を加えて、重複にならないように調整をはかる。いろいろなことをやらなければいけません。しかし、大学本来の講座とか研究の自由といふものは、これは文部省が独自の予算を

要求する、そういう意味であります。

○成田委員 そうしますと、大学で原子力問題の研究をされる場合に、政府はこういう研究をしてもいいといふときには、請負といひますか、そのつど契約をやりまして、それで原子力の研究費用といふものを与えるのですか。それとも、基本構想にあるように、原子力委員会で、大学の原子力の研究費はこれだけだ、研究項目はこれだ、こういう景初からお縛りになるつもりか。

○齋藤政府委員 大学の研究は、これはあくまでも自由であります。原子力と申しましても、これはいろいろな分野がございまして、核の研究もございまして、核分裂の研究もございまして、また實際原子炉をどうして作るのか、これをアイソトープにしてどういふふうにするのか、いろいろな問題に應用するとか、その広範な研究分野があるわけでありまして、これは大学独自の立場においてその研究の自由を確保する、これにはちつとも疑義がないと思つておきます。ただし、付属機関として、ある固まつた目的をもつていろいろなことをやつて参ります場合には、各省にまたがって重複する場合もたくさんあるのだから、こういう問題に對しましては、国費の節約、あるいは研究を助成するといふ目的のもとに、その調整をして予算の割り振りをやり方だ、こう考へておきます。

○成田委員 そういたしますと、基本的な考え方で、予算について原子力委員会で一括計上するといふ場合、事大に關する原子力に關する予算といふものは、具体的に言いますと、どのよ

うな方法で御決定になるのですか、それを承りたい。

○齋藤政府委員 大学の経費は、先ほどから申し上げております通りに、これは研究の自由を確保するために文部省予算の中に入る。ただし、何べんも申し上げます通り、原子力というはつきりとした問題を取り扱って、これが各省にまたがるような問題に對しては、原子力委員会が、いろいろ審議をいたしまして、その予算を一括計上していききたい、こう考えております。

○成田委員 大学に關しては文部省の予算一本でおやりになるというお話なんです、最後の基本要綱の決定は、別に法律で定める、こうなっておりますが、それまでにいく過程として、原子力関係の予算というものはすべて総理府に一括計上する、こういうことから、最後には、法律で別に定める、こうなつたのですが、そういうものの考え方はなくなつた、こう解釈してよろしゅうございませうか。

○齋藤政府委員 時期的にいろいろな変化がございましたけれども、ただいままで御説明を申し上げました通りに、研究の自由というものはあくまでも確保するというのが、原子力に対する政府の考え方の基本であります。原子力委員会が設置されたからと、あるいは原子力局ができたからと、これは大学の研究の自由が侵されることは絶対にないと思ひます。

○成田委員 物の考え方として、研究の自由をお認めになつてゐることはわかつてゐるのです。ただ、予算的な措置いかんによつては、研究の自由が侵されるのではないか、こういうことを心配して申し上げてゐるのですが、特

に今までの基本法の立案の過程において、原子力関係の費用というものは一括総理府に計上する、こういう案が、あつて、最後には、別に法律で定めるとなつてゐるのですから、その物の考え方がある以上は、やはり大学の研究の自由は予算の面から侵されるのじゃないか、そこを心配して申し上げてゐるので、ただ、希望として自分はどう考へてゐるといふんじやなしに、予算の面においてもこうするのだから心配ないのだ、こういうはつきりした御答弁を願ひたい。

○齋藤政府委員 原子力に關する予算、こゝ一口にわれわれが申しておりましたのは、核燃料物質の調査、開発、製錬、あるいはその他研究用の原子炉をどこにどういふふうにして作るどうか、将来原子力発電をどうして作るどうか、直接原子力を一般に利用するとか、この面に關する予算ということに重点を置いたのでございまして、大学におけるところの原子力の研究に使う予算は、従来通り文部省一本でもつてやつてゐるのでございませうから、大学における原子力全般に關する研究に何らの拘束、支障を来たすことは私はないと思ひます。

○成田委員 重大問題ですから、はつきりさせていたゞきたいと思ふのであります、今までの基本法の立案過程において、今の研究の問題にはお触れにならなかつたと言われるのですが、基本要綱で見ますと、原子力の研究、開発及び利用に關する諸経費は、原子力委員会の決定する方針に基き、総理府の予算に一括計上する、これは別に法律で定めるとなつております。従つて、原子力の研究ということとは、

従来もお考へになつておつた。それをここで最近考へ方が変つたのか。少くとも、大学の原子力の研究については、総理府としては予算の面で制約を加へないんだ、こういうふうにはつきり変つたのかどうか、この点を一つ明確にしたいと思ひたい。

○正力國務大臣 初めからその点は變りません。大学が研究することについては決して何も干渉いたしません。自由であります。それにより文部省がとる予算は、大学の自由で、制限を受けないようにします。

○八木(昇)委員 ちよつと関連して。先ほどから成田委員との質問応答を聞いておられます、結局問題は振り出しに――最初に成田委員が言われたような点に關連してゐると思ふんです。といふのは、原子力基本法の中に、原子力委員会という項を當然つたわれるわけでしょう。そして、その中に、この目的とか、あるいは所掌事務とか、いろいろ点も基本法の中にうたわられるわけです。その基本法の中でうたわられるべき原子力委員会の項の中の所掌事務に關連して、今一つの大きな問題が提起された。こういうことになつてくれば、結局は基本法の審議というものを最初

に十分にやらぬといふと、ここで原子力委員会の設置法について論議をしていっても、どうも論議にならぬのじやないかという疑義をさつきから感じておるんです。その点についてもう一回明快な御見解を御表明願ひたいといふのが一つ。それから、もう一つは、少くとも、東大の矢内原学長とか、学界の、そうそうたるメンバーの方々が大きな疑義を持つておられる学校におけるところの原子力研究の予算に關連して、

こゝろいろいろ大きな疑義を持つておられる以上は、当然、本委員会においてもそれらの方々においでを願つて、そうして言わんとせられるところを十分にお聞きして、十分な審議を遂げた上で結論を出さなくちゃならぬ、こういうふうにお考へしますが、そういうお考へがあるかどうか。そういうお考へがあるとするならば、その審議は一日や二日でもつて終りそうにも思へないが、一体どういふお考へか。この際もう一度明らかにいたしておきたいと思ひます。

○正力國務大臣 先ほど申し上げました通りに、原子力に關する委員会を設けまして、大学の研究には干渉いたしません。それはどこまでも自由であります。予算についても、それは文部省がとることについては干渉いたしません。(「そこで基本法の内容が問題になるんですよ」と呼ぶ者あり) そうですね。それからなおこの委員会を作るについての規定と趣旨に反することは基本法には作りません。(「そこが論議になつておる」と呼ぶ者あり) なつておられません。どうせ共同提案ですから、政府の方針としては、それでいきます。それからなお、先ほどの大学の當局を呼んで聞くこと、それはごもつともです。現に私どもに申し込みがあります。よく大学当局と相談いたします。

○成田委員 今八木委員がお聞きした、大学の関係者を呼んで聞かれるかどうかといふのは、今正力さんの御答弁のように、ただ政府に呼んでお聞きになるという意味じゃないのです。この委員会へ参考人として出てもらつて、問題点を明らかにするといふ意味なんです、その通りと考へてよろしいですか。

○齋藤政府委員 ただいま原子力委員会が原子力基本法によつて決定されるのであるというお話でございまして、原子力基本法の今までの決定いたしました結論は、先ほど申し上げました通りに、原子力委員会の組織、運営及び権限については、別に法律でこれを定めるということになつておりますので、この点は原子力委員会設置法案に關する御審議の決定によつて、原子力基本法の別に法律をもつて定めるといふ内容は決定されていくんだと考へるのであります。

それから、大学のこの法案に對するいろいろな問題が新聞に出ているのを、私はただいま拝見いたしましたのであります、この大学との関係は、原子力平和利用審議会の議を凝まして、いろいろ大学の先生のお集まりを願つてお話を承つたのであります。これは数回にわたつてお話を承つたのであります。その結論として、大学の研究は従来通りであるといふことであるならば賛成をするといふので、われわれは、大学の原子力に關する研究は従来通りであるといふことで、了解を得ておるのであります。従つて、字句に對していろいろな御疑念もあるようございませうが、この原子力委員会設置法案の中に盛り込まれた字句は、全部大学の研究は従来通りであるといふ前提のもとにこれを書いてゐるのでございまして、この点はどういふことで大学の先生が疑念を持たれたのか存じませんが、数回にわたる原子力平和利用審議会の総合部会において、全部の関係大学の先生がお集まりの上で審議をして、その点さえはつきりしてゐるならばそれでよろしいといふことで、この

○齋藤政府委員 先ほど申し上げた通り、原子力に關する委員会を設けまして、大学の研究には干渉いたしません。それはどこまでも自由であります。予算についても、それは文部省がとることについては干渉いたしません。(「そこで基本法の内容が問題になるんですよ」と呼ぶ者あり) そうですね。それからなおこの委員会を作るについての規定と趣旨に反することは基本法には作りません。(「そこが論議になつておる」と呼ぶ者あり) なつておられません。どうせ共同提案ですから、政府の方針としては、それでいきます。それからなお、先ほどの大学の當局を呼んで聞くこと、それはごもつともです。現に私どもに申し込みがあります。よく大学当局と相談いたします。

問題が今日まで進展を見たのでありますから、これもあわせて申し上げておきます。

○八木(昇)委員 今成田委員の御質問中ですから、妨げないようにあと一つだけ。今の齋藤さんの御答弁は、どうも納得ができません。原子力基本法の中に、少くとも私がもちろめておりますプリントでは、原子力委員会という項目があつて、相当具体的な項目まで書いてあります。しかし、それを改めて原子力委員会については別に法律で定めるといふことにされるにしましても、一つの項目を設けて、それから目的、所掌事務の大筋、こういうふうなものも当然書かざるべき筋のものです。それを全然書かずに、おいて、そうして今おっしゃられるような項目だけでは済まぬのではありませんか。その点だけでも一度念を押しておきたい。

○齋藤政府委員 この原子力基本法は、先ほどから申し上げます通り、超党派的な立場から共同議員立法でいくということ、政府といたしましては、この原子力に関する基本法のあり方は、これは超党派的に決定を見ることとが非常に望ましいというので、原子力基本法は共同提案に待つという態勢になつておるのであります。従いまして、この原子力基本法の今までのあり方では、原子力委員会の組織、運営及び権限については別に法律をもつて定める、こういうことになつておられますので、この別に法律をもつて定めるといふ内容は、結局原子力委員会設置法における御審議の過程において大体決定して行くのである、そう私は考えておるのであります。そういう意味

で御答弁を申し上げたわけでありませう。

○成田委員 今、八木さんの質問に対して、齋藤さんの方では、大学の教授も呼んでいろいろ懇談した、決して学術会議の三原則は侵さないんだ、こう言つたら大学の先生たちも納得されて帰られたから、いいじゃないか、齋藤さんみたいな口のうまい人にかかつたら、大学の先生方はそうかなと思ふんです。しかし、問題は、いよいよ法案が出たら、学者というのは字で見るとか、法条を見ると、これはおかしなところ、今あつた抗議が出ています。そこで、今正力大臣も言われましたように、十分意見を聞きたい、こう言われたんですが、それは政府において呼んでお聞きになるんじやないに、国会に参考人としてお呼びになつて、私たちが質問申し上げ、それから参考人の意見も聞く、いろいろ取り計らいをするんだという意味で御答弁になつたと解釈していいですか。いかがですか。

〔それは政府の答弁することじやない。理事会でやるべきだ〕と呼ぶ者あり

○有田委員長 国会のことは、委員長がそれぞれの機関と諮つて、理事会もあるし、それらに諮つてその問題をきめたいと思ひます。

○成田委員 もちろん決定権は国会にあると思ひますが、正力さんのお気持はどこにあるかということをお聞きして、その上で今まで委員会

でよく聞いてあることですから、それ十分だろうと私は思つておられます。

○成田委員 先ほどは大学の先生方の意見も聞きたい、こう言われたんですが、もう十分だといふのはどういふ意味なんですか。先ほど、大切な問題だから、大学の先生方にも来ていただく、よく御意見を承りたい、こういふ御答弁があつた。そこで、私は、これは政府でお聞きになる意味なのか、それとも国会に呼んで聞いた方がいい、こういうふうなお考えがあつて御答弁なさつたのか、こゝろ聞いたわけですか、要するに、大学の先生方の意見を聞きたいといふことは、方法はどちらにしろ、間違いないわけですか。ところが、今もういいといふのはどういふわけですか。その点やはりもう少しはつきりされた方がいいと思ふんです。

○正力国務大臣 これは十分聞いてあることでありませう、それでいいです。

○成田委員 時間がないうすから二、三……。企画庁長官は来ておられませんか。——それでは、原子力担当の正力さん、専門家の齋藤さんがいらつしやいますから、一つお聞きしたいと思ひます。第二条四号ですが、先ほど原子力担当の正力さんは「ガイ」燃料と言われたんですが、「カク」ですね。これをまず伺つておきましよう。

○齋藤政府委員 「カク」と読むように心得ておられます。

○成田委員 これで非常に明快になりました。そこで、この四号に「核燃料物質及び原子炉に関する規制に関する」とあります。濃縮ウラン協定の関係をお聞きしたいと思ふんですが、もし御担当でないからだめだといふなら、後ほど伺ひます。濃縮ウラン

協定についていろいろ秘密保持の条項なんかがあるらしいんですが、その秘密保持といふのは、日本が受け入れるであろう六キログラム、その灰の処理その他についての秘密協定なんですか。それとも、六キログラムの核燃料物質を受け入れた以上、日本の原子力に関する研究については、すべてあの協定というものが生きるのかどうか、これを一つはつきり御答弁願ひたいと思ひます。

○齋藤政府委員 御答弁が当然かもしれませんが、私の存じております限りにおきましては、濃縮ウラン双務協定の中には秘密事項はないのであります。一切の秘密事項はこれに伴わないといふことになつておられますので、秘密事項はないと承知いたしておられます。それから、核燃料物質及び原子炉に関する規制といふものには、一切の濃縮ウランの今後のあり方といふものは当然入つてくるわけでありませう。核燃料物質及び原子炉に関する規制」とあります。これは、原子力基本法が決定いたしました。これに關する一切の關係法規が制定されるわけでありませう。その中には、許可事項もござります。そういうもので一切の原子力問題を取り扱うのござります。濃縮ウランのあり方といふものも今後一切規制事項の中に入つて参ります。

○成田委員 もちろん、国内法として、この四号といふものはあらゆる問題について適用されるというのには当然だろうと思ひますが、私のお聞きしておるのは、濃縮ウラン協定で秘密事項はないと言われたが、私たちは必ずしもそれは思わないのです。たとい秘密

事項はないといはしめても、研究結果の通報の義務はありますね。こういう通報の義務といふものは、アメリカから受け入れるであろう六キログラムについての通報の義務なのか、それとも、それに関するいろいろな研究していきますと、日本の科学者で新しい発見が見え予想される。そういう問題についても通報の義務があるのか。簡単に申しますと、六キログラム限りの通報義務なのか、それとも、あの協定といふものは、六キログラムを受け入れたことによつて日本が原子力研究を進めていく、それについての通報の義務まで規定しておるのか、この点御答弁願ひたいと思ひます。

○齋藤政府委員 双務協定における通報の義務は、日本国政府及びアメリカ合衆国政府の關係法令及び許可要件といふものでやられるのであらうと思ひますが、結局、この双務協定の中に盛り込まれておられて、日本で原則的に自由にならぬといふのは灰の取り扱ひだけのようでありませう。灰はそのままの形でアメリカに送り返す。しかし、これも、アメリカと交渉の結果、灰の研究もやりたいといふのなら、灰の研究もやれる。その以外には何ら拘束せられるものはないのであつて、濃縮ウランを借りて参りましたならば、この濃縮ウランに關係するところの一切の今後のあり方は国内法で規制していい。しかも「秘密資料は、この協定に基いては通報されないものとし、また、資料若しくは設備及び装置の移転又は役務の供与が秘密資料の通報を伴う場合には、日本国政府又は同政府が授権するその管轄の下にある者に対する資料若しくは設備及び装置の移転

又は役務の供与は、この協定に基いては行われないものとする。」「ですから、一切秘密資料というものはないのであります。もしそこにあるとすれば、灰をそのまま送り返すというだけに限定されておるものと解釈いたしております。

○成田委員 取り扱いについては国内法でおやりになるというのですが、御承知のように条約は法律に優先するものですから——今度の協定は、単なる六キログラムに関する通報だけでなしに、これを受け入れることによつていろいろ研究する、そして新しい発明発見もできる、そういうものについても通報の義務があるのかどうか。たゞ国内法でないと言つても、協定がその趣旨ならば、協定の方が優先するわけですから、この通報の義務その他協定に書いてあることは、事六キログラムの濃縮ウランに関するものか、それとも、それを契機として研究発明が行われる、それに対しても通報の義務が生ずるのかどうか、ここをお聞きしておるわけですか。

○齋藤政府委員 この原子力の非軍事的利用に関する協力のための日本国政府とアメリカ合衆国との間の協定というものを教回繰り返して見ましたけれども、これは、単に、ここに明記しておられます通り、ウランニウム二三五、六キログラムに限る、常に六キログラム以上に出るはいけないということが規定されておるのであります。この六キログラムのウランニウム二三五を貸貸するという問題に限つての双務協定でございます。それ以外には何らのアメリカの規制を受けることはないと考えておられます。

○成田委員 齋藤さんの権威を傷つけるわけではありませんが、今の齋藤さんの御答弁でよろしゅうございませぬ。正力大臣から御答弁願います。
○正力國務大臣 いいと思います。よろがす。(笑聲)
○成田委員 それから、秘密事項がないと言われたのですが、細目協定というものを協定に付随しておやりになりますか。
○齋藤政府委員 それは当然細目協定があると思つておられます。それは、ウランニウム二三五、一グラムを幾らにするとか、その運賃をどうするとか、そういう細目協定は当然あるべきだと思つておられます。

○成田委員 そろそろしますと、安保条約から行政協定にいつたようなああいう形の協定には一応秘密事項はないといつていて、細目協定の線で秘密事項が出るというようなことは絶対ないと考えてよろしゅうございませぬか。

○齋藤政府委員 どうも、どの程度まで責任ある御答弁ができるかわかりませんが、私の考えから申しますと、ウランニウム二三五というものはもうすでに世界的に秘密の保ちようがない、これはあまりに通俗的なものであつて、ウランニウム二三五の利用というものはもう一般的に商品化されたものである、ウランニウム二三五に秘密を保とうと思つても秘密の保ちようがないと私は考えておるのであります。従いまして、このウランニウム二三五、六キログラムの貸貸の双務協定の細目には、そこには商取引上の細目協定に類似するものはあるかもしれせんけれども、将来両国間において問題となるような秘密というものは私はあるべきはずのものではないと思つて、従つて、細目協定には秘密はない、私はいかに考えておるのであります。

○成田委員 二三五に関してはそうかもわかりませんが、先ほどから私心配して申し上げているように、それから発展して、通報の義務とか、そういうものを細目協定で規定されるおそれはないかどうか、この点お尋ねします。
○齋藤政府委員 これは、ウランニウム二三五によつて原子力発電をやるのではなくして、原子力の研究を行う試験炉を作るのであります。これはまことに小さなものであります。従いまして、そのウランニウム二三五、六キログラムから出て参ります灰の中には、もちろんこれはどのくらいの量かわかりませんが、よりやくはかり得るくらいのものであります。しかし、そのブルトニウムというものも出てくるのであります。日本は何らブルトニウムにタッチする必要はないのであります。灰をそのままアメリカに送り返すというのを前提といたしますと、もうブルトニウムにもわれわれは関係する必要はない。そうすると、ウランニウムをただ燃やして、そして試験用の原子炉を作るのでございませぬから、ウランニウムをどだけの価格でもって貸貸するとか、それを補給するときにどうするか、それを輸送するときにどうするか、それを運送するときにどうかという方法でもつてやるとか、いろいろ方法でもつてやるとか、いろいろ方法でもつて、何ら、そこには、将来も、そのウランニウム二三五を持って参ります上において、本質的に秘密を伴うべき事項は発生しない、私はいかに考えておられます。

○成田委員 今、原子力発電のことを言われましたので、この点を最後にお聞きしたいと思つておられます。交換公文で、今度のウランニウム受け入れに伴つて、日本の将来の原子力発電については、アメリカからお世話願ひ、こういうような交換公文があつたと私は記憶しておりますが、その点についてはどうお考えになりますか。
○齋藤政府委員 この交換公文は、御承知の通り、初めは第九条に規定されておつたのでございませぬが、これは、いろいろ御審議の結果、日本といたいいという考え方が強かつたので、これを交換公文に移したのだと聞いておるのでございませぬが、交換公文の内容を検討いたしてみますと、これは、将来もし日本が原子力発電を行う場合に、アメリカと相談を要する必要がある場合には、相談に應ずるといふのが交換公文の趣旨であります。それでございませぬから、今後日本が日本独自の立場におきまして原子力発電の研究を行つて、日本独自の力においてこれを行ひ得るといふことになつたならば、交換公文は不要になるのであります。これは日本が必要と認めた場合にアメリカが相談に應ずる余地を残しておくと、今後の研究の進歩に従ひましてその必要を認めなければ、交換公文を用いる場合は出てこないと思つておられます。しかしながら、どうしても日本は将来日本の力でもって原子力発電ができない、これはどこかにたよらなければならぬといふ場合が起きたときには、交換公文によつてアメリカと一応相談することができるといふ余地を残しておるものと私は解するのであります。

○有田委員長 成田君、もう一人保利君の御質問があるのですが、きよりはほとんどあなたに御質問を許しているもので、そろそろいかがでしょう。

○成田委員 今の交換公文の問題ですが、日本が希望すれば、向うは必して相談に乗つてやろう。協定だとか条約というものは、安保条約を見てもそういう表現になつておるのであります。事実上日本が希望する、しないにかかわらず、アメリカから一方的に押しつけてくるというのが現状じゃないかと思つておられます。そこで、齋藤さんたちがアメリカにおいでになつたときに、あの交換公文はアメリカは何とも必要と思つていなかったのだ、むしろ日本政府の方がやつてくれ、やつてくれと言つたものだから、迷惑だけれどもやつたんだ、こういうような話があつたといふことを聞いておられますが、事実をどうお考えになりますか。

○齋藤政府委員 私は、その問題には触れませんが、それは存じませぬ。私は、原子力問題を主体としてアメリカに行かれた議員団とは別でございませぬので、その問題は存じませぬが、交換公文は——これは私の主張でございませぬが、交換公文というものは、日本の原子力研究が進みますれば不要になるのであつて、私は、あれはあつてもなくてもいい、むしろあつてもない方がいい方が、これは日本が万が一のチャンスをつかんであるのだ、そう考えておるのであります。しかし、今日御審議を願つておられます原子力委員会のあり方とか、あるいは原子力基本法の問題とかは、交換公文を不要にしよつたために、急速に日

○成田委員 今、原子力発電のことを言われましたので、この点を最後にお聞きしたいと思つておられます。交換公文で、今度のウランニウム受け入れに伴つて、日本の将来の原子力発電については、アメリカからお世話願ひ、こういうような交換公文があつたと私は記憶しておりますが、その点についてはどうお考えになりますか。
○齋藤政府委員 この交換公文は、御承知の通り、初めは第九条に規定されておつたのでございませぬが、これは、いろいろ御審議の結果、日本といたいいという考え方が強かつたので、これを交換公文に移したのだと聞いておるのでございませぬが、交換公文の内容を検討いたしてみますと、これは、将来もし日本が原子力発電を行う場合に、アメリカと相談を要する必要がある場合には、相談に應ずるといふのが交換公文の趣旨であります。それでございませぬから、今後日本が日本独自の立場におきまして原子力発電の研究を行つて、日本独自の力においてこれを行ひ得るといふことになつたならば、交換公文は不要になるのであります。これは日本が必要と認めた場合にアメリカが相談に應ずる余地を残しておくと、今後の研究の進歩に従ひましてその必要を認めなければ、交換公文を用いる場合は出てこないと思つておられます。しかしながら、どうしても日本は将来日本の力でもって原子力発電ができない、これはどこかにたよらなければならぬといふ場合が起きたときには、交換公文によつてアメリカと一応相談することができるといふ余地を残しておるものと私は解するのであります。

本の原子力態勢を確立しなければい
ぬ、あくまでも原子力問題は日本の力
において日本の将来を律すべき態勢を
急速に馴致しなければいかぬという
ことで、原子力問題は、臨時国会の会
期のわずかなことをも顧みませず、何
とかこの臨時国会において態勢を確立
していただきたい、さように考えてお
るのでございまして、御質問の交換公
文は日本から要求してつけたのだとい
うことに対しては、私は何ら関知
いたしておりません。

○成田委員 では、時間が無いそう
ですから、質問は留保しておきます。

○有田委員長 保科澄四郎君。

○保科委員 大臣に御質問いたした
と思ひますが、原子力アジア・セン
ターがフィリピンに設けられる可能性
が非常に多くなったという新聞報道を
見たのでありますが、何かこれに関す
る情報がございますか。

○正力國務大臣 原子力アジア・セン
ターを日本へ持つてきたいと思つて
おりましたが、残念ながら、今の見通
しとしてはフィリピンの方が非常に有
力になっていまして、現に新聞紙の報
ずるところによりますと、フィリピン
に決定したということでありませ
し、私は決定したものは思つてお
りません。なお一つ外務省を通じて最
後の努力をしたいと思つております。

○保科委員 いろいろな観点から見
ると、日本が非常に適当なように思
ひ、また極東の将来の情勢から見ま
しても、日本に置くことが一番いいの
じゃないかと思はれるのですが、何か
フィリピンに置かなくちゃならぬよ
うな、日本では工合が悪いというよ

な点があると大臣はお考えになって
らっしゃいますか。

○正力國務大臣 アジア・センターを
持つてきたいということは、国民も希
望し、私も非常に希望しております
した。ところが、今まで、日本は、何
しろ法案もあいつふりな状態だし、
すべてが整つておらぬことも原因した
のだと思ひますが、日本の方は、フ
ィリピンとかセイロンに比べると、技
術的にずっと進歩しております。だか
ら、公平に見て日本に持つてくるのが
一番だと思つておりますが、そこらあ
たりがまだ骨折りが足りなかつたもの
か、とにかく今の状態ではフィリピン
が最も有力になっております。しかし、
できるだけ今後なお努力いたします。
そこで、一日も早く今度の法案でもき
まり、ことに共同提案で原子力法案が
通るとなりますれば、外国に対しても
非常にいい。だから、一つ、原子力基
本法なりまた設置法も一日も早くでき
て、日本はこれほど準備しているぞと
いうことを見せたいと思ひます。今ま
でこういうことができなかったこと
が、確かにこつちに持つてこれなかつ
た一つの原因だと思ひます。そういう
わけですから、法案の一日も早く通る
ことを希望いたします。

○保科委員 私は今の大臣のお考えに
非常に同感なんです、実際何かわけ
のわからぬことを言つてゐるから、日
本を避けるようなことになる空気がア
メリカにできたのじゃないかと思ひま
す。しかし、超党派的にこの原子力の
問題に対して大いに馬力をかけようと
いう、もうすでにそういう気持になつ
ており、こういう法案も提案されてい
るわけですから、一つぜひあらゆる方

法をもつて直接アメリカの方に言
うことや、大使館を通ずる方法もある
でしょうし、あらゆる方法を使って、
ぜひこれを日本に持つてくるよう、こ
れは日本の権威にもかかわらうと思
ひますので、どうぞこの上とも一つ御奮
発をお願いいたします。

○正力國務大臣 全く今の御趣旨は同
感であります。私も外務省を通じ
てはもちろんやりますが、その他でも
何かよい方法がありましたら考へて、
できるだけ御趣旨に沿うように努力い
たします。

○有田委員長 他に御質疑はございま
せんか。——なければ、本連合審査会
はこれにて散会いたします。

なお、科学技術特別委員会の方々に
申し上げますが、本日定刻より本会議
がありますので、本会議散会後委員会
を開きたいと思つておりますから、御
了承願つておきます。

午後零時三十四分散会

